

浜田市定額減税調整給付金（不足額給付Ⅱ）（※）申請書

※浜田市定額減税調整給付金（不足額給付Ⅱ）とは、個別に給付要件を確認して給付する必要がある者（下記支給要件を満たす者）に対して、1人当たり原則4万円（※）を支給するものです。

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
浜田市長 殿

浜田市
受付印

※本様式は、調整給付金（不足額給付Ⅱ）の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

※本様式を提出いただいた場合、浜田市において給付要件に該当するか審査の上で、申請書受理後、4週間以内に、記入いただいた振込先口座に振り込むとともに申請者現住所へ支給決定通知を送付します。

また、浜田市における審査の結果、支給要件に該当しなかった場合は、申請者現住所へ「却下通知」を送付します。

●支給要件（本様式での申請が可能な方）

下記⑦～⑨を確認し、該当する場合は、右のチェック欄（□）にレを入れてください。

➡ ⑦～⑨すべてに該当します

☐

⑦ 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円であること。 (本人として定額減税の対象外であること。)	
⑧ 税制度上、「扶養親族」対象外（※1）であり、かつ扶養親族等としても定額減税の対象外であること。	
⑨ 低所得世帯向け給付（※2）の対象世帯の世帯主又は世帯員にも該当していないこと。	

（※1）「青色事業専従者や事業専従者の方」または「令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円超である方」

（※2）低所得世帯向け給付とは、下記の給付金を指します。

- 令和5年度住民税非課税世帯への給付金（7万円）
- 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金（10万円）
- 令和6年度住民税非課税化等世帯への給付金（10万円）

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にレを入れてください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 浜田市における審査の結果、支給要件に該当しなかった場合には浜田市定額減税調整給付金（不足額給付Ⅱ）は支給されません。
- 調整給付金（不足額給付）の支給要件の該当性等を審査等するため、浜田市が必要な情報等について関係部署及び他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名			
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名			代理人生年月日	代理人現住所
				男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
上記の者を代理人と認め、 浜田市定額減税調整給付金(不足額給付Ⅱ)申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名

裏面の振込口座の記入及び提出書類も必ずご確認ください

2. 振込先口座（申請者の口座に限ります。）

以下のいずれか1つのチェック欄（□）にレを入れてください。

①又は②を選択された場合は、以下の振込先金融機関口座確認書類の添付は不要です。

☐ ①マイナポータル等で登録済みの公金受取口座への振込を希望します。

※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。

☐ ②下記の現に使用している口座への振込を希望します。

☐ 住民税等の引落口座 ☐ 児童手当等の受給口座 （希望する場合はいずれか1つをチェック）

※ この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、関係部署等に照会することを承諾します。

☐ ③下記の口座への振込を希望します。

（通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
金融機関コード	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
		支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 ※		

(注)金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取りができない方は、浜田市税務課給付金担当(0855-25-9099)までお問い合わせください。

(注)本書類に記載いただいた個人情報、浜田市定額減税調整給付金(不足額給付Ⅱ)給付事業以外には使用しません。

提出書類

☐ 『浜田市定額減税調整給付金（不足額給付Ⅱ）申請書』（本書類）

※必要事項を必ず記入ください。

☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し（コピー）』

※受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し（コピー）をご用意ください。

☐ 『事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し（コピー）等』

※青色事業専従者または事業専従者の方のみご用意ください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』（「2. 振込口座」で③をチェックした方のみ）

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）を下段の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

「2. 振込先口座」の③に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した口座の確認書類を提出してください。